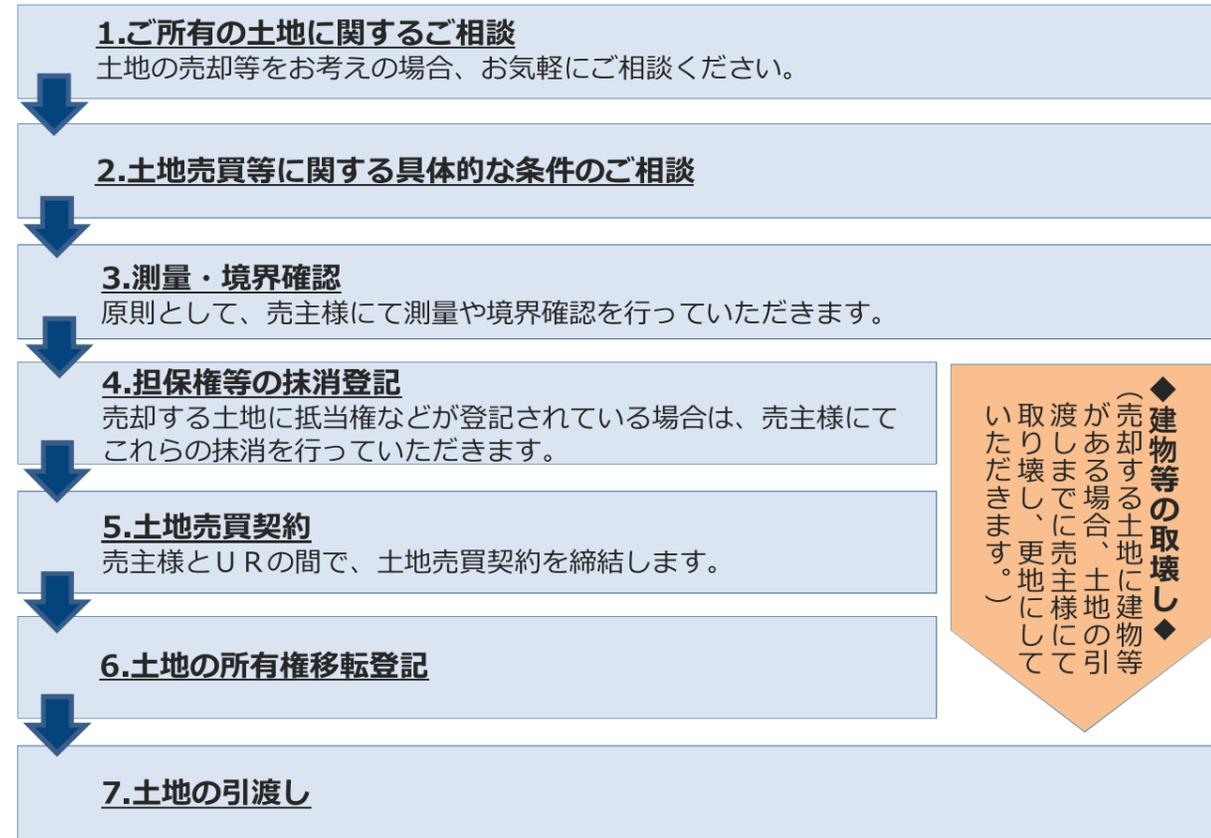


# ■URへの土地のご売却等の流れ

※この事業は、土地のご売却をお考えの所有者様とURのお話し合いで進める任意の事業です。



◆建物等の取壊し◆  
(売却する土地に建物等がある場合、土地の引渡しまでに売主様にて取り壊し、更地にしていただきます。)

## UR(独立行政法人都市再生機構)とは

URは、昭和30年に設立された「日本住宅公団」を母体とする独立行政法人であり、密集市街地の整備改善や被災地の復興支援などを含め、都市再生に関する様々な事業の施行や全国の地方公共団体のまちづくりの支援を行っています。

### (密集市街地の整備)



京島三丁目地区防災街区整備事業  
[墨田区] (URによる事業)

### (震災復興支援)



大槌町屋敷前地区災害公営住宅整備  
[岩手県上閉伊郡大槌町] (町からの受託)

## お問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構  
東日本都市再生本部 密集市街地整備部  
羽田地区担当

**03-5323-0351**

月曜～金曜(祝日を除く) 午前10時～午後5時

〒163-1315  
東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 13F  
<http://www.ur-net.go.jp>

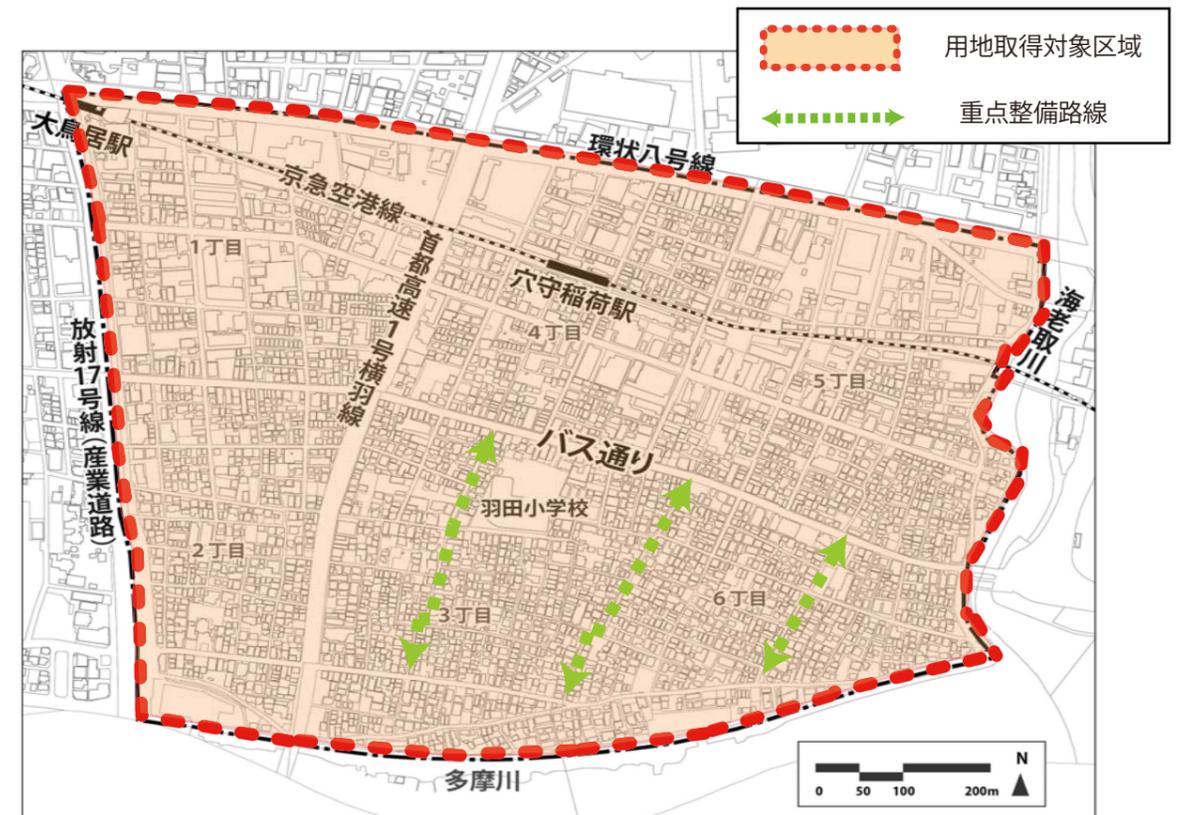
(令和4年1月)

# 「木密エリア不燃化促進事業」のご案内

## 都市再生機構 (UR) が 防災まちづくりのための 用地取得を行っています

独立行政法人都市再生機構 (UR) は、大田区からの要請を受け、平成31年4月から「羽田一～六丁目地区」において、**地区の防災まちづくりのための用地取得事業** (木密エリア不燃化促進事業) を行うこととなりました。

ご所有地の売却等をご検討される場合などに、お気軽にご相談ください。



——— 街に、ルネッサンス ———

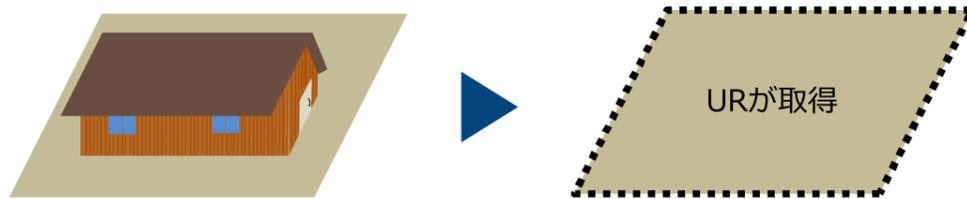


# ■ URが取得する土地の例

URが取得するのは、原則として次のような土地です。  
 (※詳しくは、お問い合わせください。)

- 住宅等の建設に利用可能な土地 (規模、形状、接道等)
- 第三者の権利が設定されていない更地

## 例1：老朽化した建物を除却した土地

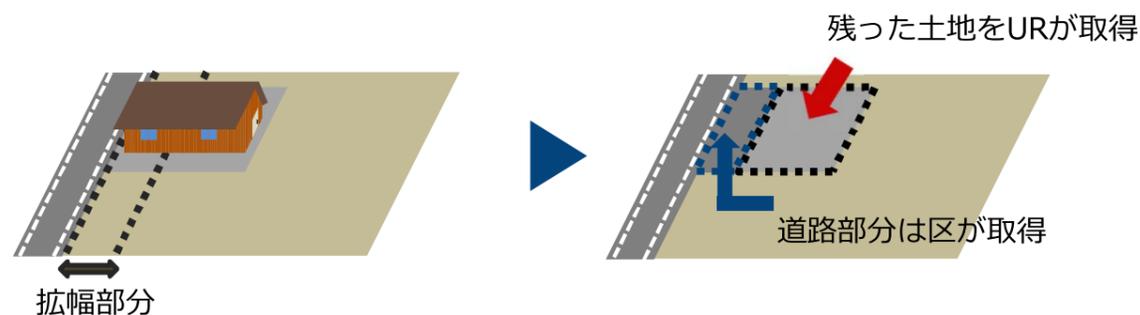


※次のような建物を所有している方が、一定の条件を満たすものを取壊す際には、**大田区から取壊し費用の一部に助成が受けられる場合があります。**助成については詳しくは、**大田区まちづくり推進部防災まちづくり課**(TEL 03-5744-1338)までお問い合わせください。  
 ①不燃化特区内(羽田二・三・六丁目)にある建物  
 ②昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物(耐火・準耐火建築物を除く)であること

## 例2：低・未利用地(利用していない更地や駐車場用地)

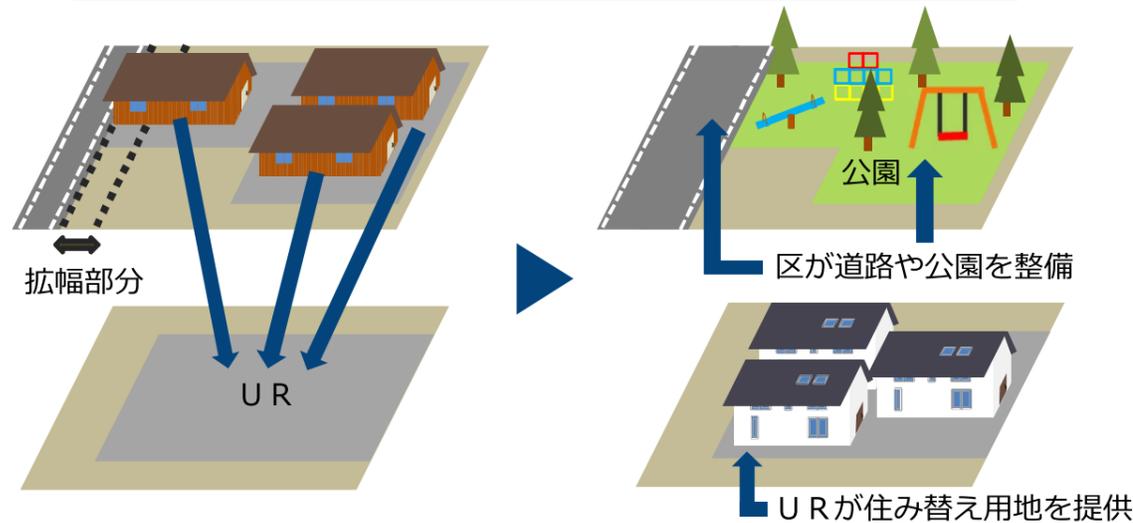


## 例3：大田区の道路整備への協力に伴う残地



# ■ URが取得した土地の活用例

## 例1：大田区の道路・公園整備に協力し、土地を提供した方の住み替え用地 (区の要請があった場合)



## 例2：公園用地 (区に提供)



## 例3：一部交換による周辺の無接道地の解消



※無接道地・・・建築基準法に基づく接道が確保されていない土地  
 (無接道地では原則として建物が建築できません。)